

令和元年台風第 19 号に伴う労働保険の適用徴収に関する Q & A

令和元年 11 月 1 日

目次

1. 申告・納期限の延長関係

- Q 1 労働保険料の納期限の延長措置とは何ですか。 P. 1
- Q 2 いつまで延長されるのですか。 P. 2
- Q 3 延長後の具体的な納期限を教えてください。 P. 2
- Q 4 労働保険事務組合ですが、延長後の具体的な納期限を教えてください。 P. 2
- Q 5 台風による被害を受けました。納期限を延長したいのですが、申請等は必要
ですか。 P. 3
- Q 6 指定地域以外に事業場があり、台風により被害を受けています。納期限の延長
措置は受けられますか。 P. 3

2. 納付の猶予関係

- Q 7 「納付の猶予」が受けられる場合があると聞きました。どのようなもの
ですか。 P. 3
- Q 8 「納付の猶予」の条件である「相当の損害」とは、どの程度ですか。 P. 3
- Q 9 「納付の猶予」を申請したいのですが、どのような書類を提出する必要が
ありますか。 P. 4
- Q 10 「納付の猶予」はどこに申請したらいいですか。 P. 4
- Q 11 「納付の猶予」の申請に期限はありますか。 P. 4

3. 保険料の免除関係

- Q 12 台風による被害が甚大で、労働保険料を払うことができません。被害が
大きい場合、労働保険料は免除されませんか。 P. 4

4. 個別事業場関係

【第 2 期期別納付書関係】

- Q 13 指定地域内にある事業場ですが、期別納付書により第 2 期の労働保険料を納
付済です。別途、何か必要な手続きはありますか。 P. 5

Q 1 4 指定地域内にある事業場ですが、第 2 期期別納付書が送付されました。納期限が 10 月 31 日とされていますが、納期限は延長されたのではないですか。
また、台風による被災により、10 月 31 日までに納付を行うことができません。何か必要な手続きはありますか。 P. 5

Q 1 5 指定地域以外にある事業場ですが、台風による被災により、送付された第 2 期期別納付書による期限内の納付が困難な状況です。どのようにしたらよいでしょうか。 P. 5

【第 2 期口座振替関係】

Q 1 6 指定地域内にある事業場ですが、口座振替により労働保険料を納付しています。11 月 14 日が口座振替日とのことですが、保険料は引き落とされるのでしょうか。
また、台風による被災のため、11 月 14 日に予定されている口座振替による労働保険料の引き落としを止めることはできますか。 P. 5

Q 1 7 指定地域内にある事業場ですが、台風による被災のため、11 月 14 日に予定されている口座振替日に残高不足となりそうです。何か必要な手続きはありますか。 P. 6

Q 1 8 指定地域以外にある事業場ですが、台風による被災のため、11 月 14 日に予定されている口座振替日に残高不足となりそうです。何か必要な手続きはありますか。 P. 6

【督促状関係】

Q 1 9 指定地域内にある事業場ですが、全期・第 1 期の労働保険料等に係る督促状及び納付書が届きました。納期限が延長されたと聞きましたが、納付しなければならぬのですか。
また、台風による被災により、督促状に記載されている指定期限までの納付が困難な状況です。どのようにしたらよいでしょうか。 P. 7

Q 2 0 指定地域以外にある事業場ですが、全期・第 1 期の労働保険料等に係る督促状及び納付書が届きました。
台風による被災により、督促状に記載されている指定期限までの納付が困難な状況です。どのようにしたらよいでしょうか。 P. 7

5. 労働保険事務組合関係

Q 2 1 労働保険事務組合に委託している指定地域以外の事業場ですが、委託していた労働保険事務組合が台風により被災し、労働保険事務を行えないとの連絡

がありました。どうすればいいですか。 P. 7

Q 2 2 指定地域内にある労働保険事務組合ですが、委託を受けている事業場が台風により被災し、すべての事業場分の労働保険料が納付できません。どうすればいいですか。 P. 8

Q 2 3 指定地域以外にある労働保険事務組合ですが、当事務組合に委託している事業場が指定地域内にあり、台風による被災のため、当該事業場から保険料を徴収することができません。どのように取り扱えばよいですか。 P. 8

【第2期期別納付書関係】

Q 2 4 指定地域内にある労働保険事務組合ですが、期別納付書により第2期の労働保険料を納付済です。別途、何か必要な手続きはありますか。 P. 8

Q 2 5 指定地域内にある労働保険事務組合ですが、第2期期別納付書が送付されました。納期限が11月14日とされておりますが、納期限は延長されたのではないですか。
また、台風による被災により、11月14日までに納付を行うことができません。何か必要な手続きはありますか。 P. 8

【第2期口座振替関係】

Q 2 6 指定地域内にある労働保険事務組合ですが、口座振替により労働保険料を納付しています。11月14日が口座振替日とのことですが、保険料は引き落とされるのでしょうか。
また、台風による被災のため、11月14日に予定されている口座振替による労働保険料の引き落としを止めることはできますか。 P. 9

Q 2 7 指定地域内にある労働保険事務組合ですが、台風による被災のため、11月14日に予定されている口座振替日に残高不足となりそうです。何か必要な手続きはありますか。 P. 9

Q 2 8 指定地域以外にある労働保険事務組合ですが、台風による被災のため、11月14日に予定されている口座振替日に残高不足となりそうです。何か必要な手続きはありますか。 P. 10

【督促状関係】

Q 2 9 指定地域内にある労働保険事務組合ですが、全期・第1期の労働保険料等に係る督促状及び納付書が届きました。納期限が延長されたと聞きましたが、納付しなければならないのですか。
また、台風による被災により、督促状に記載されている指定期限までの納付が困難な状況です。どのようにしたらよいのでしょうか。 P. 10

1. 申告・納期限の延長関係

Q 1 労働保険料の納期限の延長措置とは何ですか。

(答)

令和元年台風第 19 号による被害にかんがみ、指定地域（※）に所在地を有する事業場等について、労働保険の申告書の提出期限、保険料等の納期限を延長するものです。

(※)

岩手県	久慈市 下閉伊郡普代村
宮城県	角田市 伊具郡丸森町
福島県	郡山市 いわき市 須賀川市 田村市 東白川郡矢祭町 石川郡石川町
茨城県	水戸市のうち秋成町、坏大野、愛宕町、飯富町、岩根町、大場町、上国井町、川又町、小泉町、渋井町、島田町、下入野町、下大野町、下国井町、水府町、田野町、田谷町、ちとせ一丁目から二丁目まで、中大野、東大野、平戸町、藤井町、元石川町、森戸町、吉沼町、若宮町、渡里町 久慈郡大子町
栃木県	栃木市 佐野市のうち赤坂町、朝日町、大蔵町、大古屋町、大橋町、庚申塚町、葛生西一丁目から二丁目まで、葛生東一丁目から二丁目まで、小中町、下羽田町、大町、田島町、天神町、天明町、並木町、船津川町、免鳥町
長野県	長野市のうち赤沼、大町、合戦場一丁目から三丁目まで、金箱、上駒沢、小島、三才、篠ノ井会、篠ノ井石川、篠ノ井有旅、篠ノ井岡田、篠ノ井御幣川、篠ノ井杵淵、篠ノ井小松原、篠ノ井小森、篠ノ井塩崎、篠ノ井東福寺、篠ノ井西寺尾、篠ノ井布施五明、篠ノ井布施高田、篠ノ井二ツ柳、篠ノ井山布施、篠ノ井横田、下駒沢、神明、津野、富竹、豊野町浅野、豊野町石、豊野町大倉、豊野町蟹沢、豊野町川谷、豊野町豊野、豊野町南郷、西三才、東犀南、穂保、松代温泉、松代町岩野、松代町大室、松代町小島田、松代町清野、松代町柴、松代町城東、松代町城北、松代町豊栄、松代町西条、松代町西寺尾、松代町東条、松代町東寺

	<p>尾、松代町牧島、松代町松代、みこと川、皆神台、村山、柳原、若穂牛島、若穂川田、若穂保科、若穂綿内</p> <p>千曲市のうち雨宮、粟佐、生萱、鋳物師屋、上山田温泉一丁目、上山田温泉三丁目、杭瀬下、杭瀬下一丁目から六丁目まで、桜堂、新田、須坂、力石、土口、戸倉温泉、中、八幡、若宮</p>
--	--

なお、納期限の延長措置を受けることができる事業場等は

- ①指定地域に所在地を有する事業場、
 - ②令和元年10月12日（災害発生日）において指定地域に所在地を有する労働保険事務組合、
 - ③同日において指定地域に所在地を有する労働保険事務組合に労働保険事務を委託している事業場
- です。

また、労働保険料のほか、一般拠出金及び特別保険料も納期限の延長の対象です。

Q2 いつまで延長されるのですか。

（答）

被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしており、具体的な日は、まだ決まっていません。決まりましたら、厚生労働省のホームページ等で周知を行うこととしています。

（参考）

延長後の納期限につきましては災害のやんだ日から2か月以内の日を定めることとされています。

なお、「災害のやんだ日」については、被災の状況により判断することになります。

Q3 延長後の具体的な納期限を教えてください。

（答）

被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしており、具体的な日は、まだ決まっていません。決まりましたら、厚生労働省のホームページ等で周知を行うこととしています。

（参考）

令和元年度の通常時は、①第1期・全期は7月10日、②第2期は10月31日、③第3期は1月31日となります。

Q4 労働保険事務組合ですが、延長後の具体的な納期限を教えてください。

(答)

被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしており、具体的な日は、まだ決まっています。決まりましたら、厚生労働省のホームページなどで周知を行うこととしています。

(参考)

令和元年度の通常時は、①第1期・全期は7月10日、②第2期は11月14日、③第3期は2月14日となります。

Q5 台風による被害を受けました。納期限を延長したいのですが、申請等は必要ですか。

(答)

指定地域(※)に所在地を有する事業場等については、一律に申告・納期限が延長されますので、申請等は必要ありません。

※指定地域についてはQ1をご参照ください。

Q6 指定地域以外に事業場があり、台風により被害を受けています。納期限の延長措置は受けられますか。

(答)

令和元年10月12日(災害発生日)において指定地域(※)に所在地を有する労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合は、納期限の延長措置を受けることができます。

なお、上記以外の場合におきましても、一定の条件を満たしていれば、「納付の猶予」(※)を受けることができます場合があります。

※指定地域についてはQ1、納付の猶予についてはQ7をご参照ください。

2. 納付の猶予関係

Q7 「納付の猶予」が受けられる場合があると聞きました。どのようなものですか。

(答)

台風により事業財産に相当の損失を受け、労働保険料等を納付することが困難となった場合には、申請を行っていただくことにより、一定期間の納付の猶予を受けることができる制度があります。

Q8 「納付の猶予」の条件である「相当の損害」とは、どの程度ですか。

(答)

事業の経営のために直接必要な財産（事業財産）のおおむね 20%以上に損失を受けた場合です。

詳しくは、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

Q 9 「納付の猶予」を申請したいのですが、どのような書類を提出する必要がありますか。

（答）

都道府県労働局又は労働基準監督署に用意してある、「納付猶予申請書」及び「被災明細書」を提出いただく必要があります。

詳しくは、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

Q 10 「納付の猶予」はどこに申請したらいいですか。

（答）

事業場の所在地を管轄する都道府県労働局又は労働基準監督署に必要な書類を提出していただく必要があります。

詳しくは、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

Q 11 「納付の猶予」の申請に期限はありますか。

（答）

災害がやんだ日から2か月以内に申請いただく必要があります。

なお、「災害のやんだ日」については、被災の状況により判断することになりますので、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署へご相談ください。

3. 保険料の免除関係

Q 12 台風による被害が甚大で、労働保険料を払うことができません。被害が大きい場合、労働保険料は免除されませんか。

（答）

令和元年台風第19号に関し受けられる措置等は、労働保険料の申告・納期限の延長措置や納付の猶予措置であり、保険料は免除されません。

なお、労働保険料の納付については、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

4. 個別事業場関係

【第2期期別納付書関係】

Q 1 3 指定地域内にある事業場ですが、期別納付書により第2期の労働保険料を納付済です。別途、何か必要な手続きはありますか。

(答)

早期に納付いただきありがとうございます。特段の手続きは必要ございません。

Q 1 4 指定地域内にある事業場ですが、第2期期別納付書が送付されました。納期限が10月31日とされていますが、納期限は延長されたのではないですか。

また、台風による被災により、10月31日までに納付を行うことができません。何か必要な手続きはありますか。

(答)

第2期期別納付書につきましては、納期限の延長決定がなされる以前に作成及び発送を行っているため、納期限は10月31日とされておりますが、納期限は延長されておりますので、後日、告示により定められる納期限までに納付いただくことで差し支えございません。

また、別途必要な手続きも特段ございません。

なお、延長後の納期限につきましては、決定次第、厚生労働省ホームページ等によりお知らせいたします。

Q 1 5 指定地域以外にある事業場ですが、台風による被災により、送付された第2期期別納付書による期限内の納付が困難な状況です。どのようにしたらよいでしょうか。

(答)

台風により事業財産に相当の損失を受け、労働保険料等を納付することが困難となった場合には、申請を行っていただくことにより、一定期間の納付の猶予を受けることができる制度があります。

※必要な手続き等についてはQ 7～11をご参照ください。

【第2期口座振替関係】

Q 1 6 指定地域内にある事業場ですが、口座振替により労働保険料を納付しています。11月14日が口座振替日とのことですが、保険料は引き落とされるのでしょうか。

また、台風による被災のため、11月14日に予定されている口座振替による労働保険料の引き落としを止めることはできますか。

(答)

口座振替につきましては、納期限の延長決定がなされる以前にデータ作成等の処理を行っているため、11月14日の口座振替日に引き落とされます。

なお、令和元年台風第19号の被災により、引き落としを止めるご希望がございます場合は、11月7日までに管轄の労働局にご連絡ください。11月8日以降につきましては、対象の金融機関に直接ご相談ください。

Q17 指定地域内にある事業場ですが、台風による被災のため、11月14日に予定されている口座振替日に残高不足となりそうです。何か必要な手続きはありますか。

(答)

仮に残高不足等により振替不能となりました場合につきましても、納期限が延長されておりますので、現時点での特段の手続きは必要ございません。延長後の納期限が決定次第、別途、納付書を郵送させていただきますので、その際に最寄りの金融機関にて納付をお願いいたします。

なお、令和元年台風第19号の被災により、引き落としを止めるご希望がございます場合は、11月7日までに管轄の労働局にご連絡ください。11月8日以降につきましては、対象の金融機関に直接ご相談ください。

Q18 指定地域以外にある事業場ですが、台風による被災のため、11月14日に予定されている口座振替日に残高不足となりそうです。何か必要な手続きはありますか。

(答)

仮に残高不足等により振替不能となりました場合は、別途、「振替不能通知ハガキ」及び「納付書」を郵送させていただきますので、最寄りの金融機関にて納付をお願いいたします。なお、台風により事業財産に相当の損失を受け、労働保険料等を納付することが困難となった場合には、申請を行っていただくことにより、一定期間の納付の猶予を受けることができる制度があります。

※必要な手続き等についてはQ7～11をご参照ください。

また、台風による被災により、引き落としを止めるご希望がございます場合は、11月7日までに管轄の労働局にご連絡ください。11月8日以降につきましては、対象の金融機関に直接ご相談ください。

【督促状関係】

Q 19 指定地域内にある事業場ですが、全期・第1期の労働保険料等に係る督促状及び納付書が届きました。納期限が延長されたと聞きましたが、納付しなければならないのですか。

また、台風による被災により、督促状に記載されている指定期限までの納付が困難な状況です。どのようにしたらよいでしょうか。

(答)

督促状に記載されている指定期限につきましても延長されておりますので、後日、告示により定められる納期限までに納付いただくことで差し支えございません。

なお、延長後の納期限につきましては、決定次第、厚生労働省ホームページ等によりお知らせいたします。

Q 20 指定地域以外にある事業場ですが、全期・第1期の労働保険料等に係る督促状及び納付書が届きました。

台風による被災により、督促状に記載されている指定期限までの納付が困難な状況です。どのようにしたらよいでしょうか。

(答)

台風により事業財産に相当の損失を受け、労働保険料等を納付することが困難となった場合には、申請を行っていただくことにより、一定期間の納付の猶予を受けることができる制度があります。

※必要な手続き等についてはQ 7～11をご参照ください。

5. 労働保険事務組合関係

Q 21 労働保険事務組合に委託をしている指定地域以外の事業場ですが、委託していた労働保険事務組合が台風により被災し、労働保険事務を行えないとの連絡がありました。どうすればいいですか。

(答)

災害発生日である令和元年10月12日に指定地域(※)に所在地を有する労働保険事務組合に労働保険事務処理を委託している事業場については、申告・納期限の延長を受けることができます。

なお、その他の詳しい事務処理方法については、管轄の都道府県労働局にご相談ください。

※指定地域についてはQ 1をご参照ください。

Q 2 2 指定地域内にある労働保険事務組合ですが、委託を受けている事業場が台風により被災し、すべての事業場分の労働保険料が納付できません。どうすればいいですか。

(答)

災害発生日である令和元年 10 月 12 日に指定地域（※）に所在地を有する労働保険事務組合については申告・納期限の延長を受けることができます。

なお、その他の詳しい事務処理方法については、管轄の都道府県労働局にご相談ください。

※指定地域については Q 1 をご参照ください。

Q 2 3 指定地域以外にある労働保険事務組合ですが、当事務組合に委託している事業場が指定地域内にあり、台風による被災のため、当該事業場から保険料を徴収することができません。どのように取り扱えばよいですか。

(答)

指定地域内にある事業場については、指定地域以外に所在地を有する労働保険事務組合に労働保険事務処理を委託している場合においても、申告・納期限の延長を受けることができます。

【第 2 期期別納付書関係】

Q 2 4 指定地域内にある労働保険事務組合ですが、期別納付書により第 2 期の労働保険料を納付済です。別途、何か必要な手続きはありますか。

(答)

早期に納付いただきありがとうございます。特段の手続きは必要ございません。

Q 2 5 指定地域内にある労働保険事務組合ですが、第 2 期期別納付書が送付されました。納期限が 11 月 14 日とされていますが、納期限は延長されたのではないですか。また、台風による被災により、11 月 14 日までに納付を行うことができません。何か必要な手続きはありますか。

(答)

第 2 期期別納付書につきましては、納期限の延長決定がなされる以前に作成及び発送を行っているため、納期限は 11 月 14 日とされておりますが、納期限は延長されておりますので、後日、告示により定められる納期限までに納付いただくことで差し支えございません。

また、別途必要な手続きも特段ございません。

なお、延長後の納期限につきましては、決定次第、厚生労働省ホームページ等によりお知らせいたします。

【第2期口座振替関係】

Q26 指定地域内にある労働保険事務組合ですが、口座振替により労働保険料を納付しています。11月14日が口座振替日とのことですが、保険料は引き落とされるのでしょうか。

また、台風による被災のため、11月14日に予定されている口座振替による労働保険料の引き落としを止めることはできますか。

(答)

口座振替につきましては、納期限の延長決定がなされる以前にデータ作成等の処理を行っているため、11月14日の口座振替日に引き落とされます。

なお、令和元年台風第19号の被災により、引き落としを止めるご希望がございます場合は、11月7日までに管轄の労働局にご連絡ください。11月8日以降につきましては、対象の金融機関に直接ご相談ください。

Q27 指定地域内にある労働保険事務組合ですが、台風による被災のため、11月14日に予定されている口座振替日に残高不足となりそうです。何か必要な手続きはありますか。

(答)

仮に残高不足等により振替不能となりました場合につきましても、納期限が延長されておりますので、現時点での特段の手続きは必要ございません。延長後の納期限が決定次第、別途、納付書を郵送させていただきますので、その際に最寄りの金融機関にて納付をお願いいたします。

なお、令和元年台風第19号の被災により、引き落としを止めるご希望がございます場合は、11月7日までに管轄の労働局にご連絡ください。11月8日以降につきましては、対象の金融機関に直接ご相談ください。

Q 2 8 指定地域以外にある労働保険事務組合ですが、台風による被災のため、11月14日に予定されている口座振替日に残高不足となりそうです。何か必要な手続きはありますか。

(答)

仮に残高不足等により振替不能となりました場合は、別途、「振替不能通知ハガキ」及び「納付書」を郵送させていただきますので、最寄りの金融機関にて納付をお願いいたします。

また、台風による被災により、引き落としを止めるご希望がございました場合は、11月7日までに管轄の労働局にご連絡ください。11月8日以降につきましては、対象の金融機関に直接ご相談ください。

【督促状関係】

Q 2 9 指定地域内にある労働保険事務組合ですが、全期・第1期の労働保険料等に係る督促状及び納付書が届きました。納期限が延長されたと聞きましたが、納付しなければならぬのですか。

また、台風による被災により、督促状に記載されている指定期限までの納付が困難な状況です。どのようにしたらよいのでしょうか。

(答)

督促状に記載されている指定期限につきましても延長されておりますので、後日、告示により定められる納期限までに納付いただくことで差し支えございません。

なお、延長後の納期限につきましては、決定次第、厚生労働省ホームページ等によりお知らせいたします。